

議会運営委員会

令和2年4月27日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	小城 世督	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 岡田 光代

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員 小城委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に齋藤委員、小城委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますが、先日、町から5月13日に予定しておりました5月臨時会を招集するのに必要な議案がないということで連絡をいただきましたので、この対応についてご協議をいただきたく、本日、議会運営委員会を開催させていただいたところであります。委員皆さまには、よろしく願いいたします。

それでは、協議事項（1）令和2年第2回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

総務部長にご出席をいただいておりますので、まず、報告をお願いいたします。 面巻総務部長。

総務部長

おはようございます。5月13日に開催の予定でお願いしておりました町議会臨時会の付議議案についてでございます。町といたしましては、検討を重ねてまいりましたが、今回、町から町議会臨時会に付議すべき事案につきましてはないという状況でございますので、この旨、ご報告をさせていただきます。よろしくご配慮賜りますようお願い申し上げます。以上です。

委員長

ただいま、総務部長から報告を受けましたが、質疑・ご意見につきましては、のちほどお受けいたしますので、引き続いて、臨時会の招集に関して事務局より説明を受けることといたします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。

それでは、臨時会の招集につきまして説明させていただきます。

臨時会は、町長が必要がある場合において、その事件に限りこれを招集することになっております。ただいま総務部長からご報告いただきましたように、臨時会を招集するのに必要な議案がないということですので、この手続きはとれません。

その他、議会側から臨時会招集の請求をすることができる方法が2つあります。ひとつは、議長が、議会運営委員会の議決を経て、町長に会議に付議すべき事件を示して請求する方法。もうひとつは、議員の定数の4分の1以上が、町長に会議に付議すべき事件を示して請求する方法です。しかし、今回、議会としてしなければならない事件は、各常任委員会及び議会運営委員会委員の改選です。委員会委員の改選については、斑鳩町議会委員会条例において、閉会中においては、議長が指名することができるかと規定されております。このことから、平成30年度の委員会委員の改選時と同様に、今回は全員協議会を開催し、議長に委員の指名をしていただくこととし、臨時会を開催しない方向でできればと考えておりますので、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 報告・説明が終わりましたので、委員皆さんの質疑・ご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 1点、ちょっと部長に確認させていただきたいんですけども、この間、国のほうから給付金の関係が示されてますけども、それについてはいつとか、いう時期なんかはまだ示されていないのでしょうか。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 特別定額給付金のお話かと思います。国では各1人あたり10万円の給付をするということで、本町におきましてもその旨説明を受けているところがございます。ただいまの時点のスケジュールなんですけれども、4月30日に国は補正予算を成立するというところで報道されているような形でございますので、その成立を受けまして斑鳩町におきましては専決処分で行ってまいりたいと、すみやかに対応する必要があることから、これらの関係

につきましては、専決処分で進めさせていただき、事務のほう進めていきたいということを考えているところでございます。また、5月1日から国ではオンライン申請ですね、これを開始するというので進められております。本町におきましてもそれにあわせて事務の方を進めていきたいというふう
に考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにご意見ございませんか。 面巻総務部長。

総務部長 もう1点補足ですけれども、定額の特別給付金のほかに、子育て世帯の臨時給付金もでございます。これにつきましてもすみやかな給付が必要となることから、これらにつきましても、現時点では専決処分をお願いさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 それでは、5月13日に開催を予定しておりました臨時会については、招集するのに必要な議案がないとのことですので、今回は臨時会を開催せず、この日に全員協議会を開催し、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の改選をすることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

それでは、5月13日に全員協議会を開催していただき、各委員会委員の改選をしていただくことといたします。議長には、よろしく願いをいたします。（1）令和2年第2回斑鳩町議会臨時会についてを終わります。

次に、（2）新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる議員の会議への出席等について、議長から議会運営委員会に相談があるとお聞きしております。 坂口議長。

議 長 新型コロナウイルス感染症が拡大しており、斑鳩町におきましても感染者がおられるような状況の中、私たち町議会議員の周囲においても感染者がすぐでいる可能性も否めません。このことから5月以降の本会議、委員会、議

員懇談会などの公務の取り扱いについて、本日の議会運営委員会でご協議いただきたいと思っております。このことに関連いたしまして、本会議場が密閉空間となることや第一会議室も過密となりがちであるため、できるだけ会議時間を短縮できればというふうに考えております。

このことから、町長の提出議案説明朗読の一部省略について、一般質問に関する配慮について、閉会中の委員会の開催検討についても、本日の議会運営委員会でご協議いただきますようお願いいたします。

詳しくは事務局から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 ただいま議長からお話のありました件について、私より説明させていただきます。

1点目の新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる議員さんの会議への出席についてです。

現在、町職員は、出勤前に自宅で体温測定を実施し、発熱等の風邪症状が見られる場合及び職員又は職員の同居の親族等が新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者であるなど、当該職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合は、休暇を取得し、出勤を行わないこととされております。このことから、このような状況となった場合、議会の出席理事者においても、私ども議会事務局職員においても、会議を欠席させていただくこととなります。また、議員の皆さま方においても感染の未然防止は大切なことであると考えますので、職員と同様の扱いとする、あるいは、議会独自の取り扱いとするなど、あらかじめ取り扱いをご協議いただきたく、委員長におかれましては、よろしく願い申しあげます。

2点目の本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてです。斑鳩町議会では、これまで本会議で町長が全文を朗読される提出議案説明を事前に印刷し、告示日に議案と同時に議員さんに配布してきましたが、会議時間短縮のために令和2年6月議会については、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略されるよう、議長が町長に提案できればと考えておられます。なお、会議録に

については印刷した提出議案説明を資料として添付したいと考えております。

3点目の一般質問についてです。全国的に令和2年3月議会においても一般質問を中止された議会もありました。しかしながら、一般質問は議員の大切な権利でありますことから、本日の議会運営委員会でご協議いただければと考えておられます。

4点目の閉会中の委員会についてです。閉会中の委員会については奈良県下においても実施しているのは斑鳩町だけとなっていることから、その開催については、理事者と打ち合わせのうえ、各委員長において開催を検討していただくこととしてはと考えておられます。

これらにつきましても、あらかじめ取り扱いをご協議いただきたく、委員長におかれましては、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 ただいま、議長と事務局から相談のありました件について、委員皆様のご意見をお聞きします。

まず1点目、議員の会議への出席の取り扱いについて、質疑・ご意見があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今、局長の方から説明していただきましたけど、職員さんと同じ扱いにするのか、議会独自のルールを設けるのかということだと思いますと、職員さんの規定がどうなっているのかということが、ちょっとわからないので、なにかわかるものをいただければなと思うんですけど。

委員長 今、ざっと、文言のあれですか、それを出してほしいということですね。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 ほかのいろいろな文書と一緒にござりまして、そちらを私がその部分について説明させていただきましたのが、再度申し上げますと、出勤前に自宅で体温測定を実施し、発熱等の風邪症状がみられる場合には、まず休暇を取得し出勤を行わないということです。もう1点が、職員または職員の同居の親族が新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者である場合など、当該職員が出勤することにより、感染症が蔓延する恐れがある場合は休暇を取

得し、出勤を行わないということが指導されているところでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 議会といたしましても、やはり、それぞれ議員さんが、各自に検温していただいて、やはり37.5度以上ある方については欠席をしていただくというふうに、今の段階で、コロナ対策として確認をしておく必要があるかなとは思いますが。その際に、議会の、何年か前に規定をつくりましたが、半年休むと報酬については徐々にカットしていくという条例をつくりましたが、その場合は欠席の扱いにはしないという形で対応していけばいいんじゃないかなと思いますけども、ですからご本人とかご家族の方でコロナの感染が疑われる方、37.5度以上の熱がある方については欠席をしていただくように、議会として確認をしておくのはいいかなと思うんですけども。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 ただいまですね、木澤委員さんおっしゃられましたのは、議会要覧でいきますと89ページの、斑鳩町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例のことであると考えます。こちらにつきましては、そのような疾病に関する条項ですね、感染症に関する規定がここには定められておりませんので、こちらの分については、その欠席の対象外とするということにつきましては、木澤委員さんご提案のように今、この場で申し合わせとして決めていただければと思います。以上でございます。

委員長 それは、期間は、どれぐらいの期間あった。長期やと思っているねんけど。3か月から半年のスパンの話。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 期末手当につきましては、6か月以内であるときは100分の80、ということになっております。議員報酬の停止につきましては、減額となっております。議員報酬の減額は90日を超えて欠席したときとなっております。以上でございます。

委員長　この条例では長いスパンの関係やから、コロナウイルスで欠席するというのはひと月、ふた月程のことだと思いますんでね、その報酬等に関してはあまり関係はないのではないかなと思います。対応をどうするかということをもまず考えていったらどうかなとは思いますが、さきほど木澤委員が言われたように登庁する場合には検温すると、そして37.5度でしたか、以上であれば勇気をもって欠席していただくということですね。そして身内、また近親者に感染者がおられた場合には自宅で待機していただく、そういうふうなことでどうかなとは思いますが、そのことに関してはどうですか。よろしいですか。そういうふうな対応をするという。　木澤委員。

木澤委員　対応はそれでいいと思うんですけど、報酬の関係につきましても、確かに長期欠席された場合に、報酬等カットになってますけど、欠席した日から起算してっていうふうになってますんで、そこはまあ出席、本人が休みたくて休むわけではないでしょうから、出席扱いにしておいて、例えば、議会の最終日なんかで欠席して、次の議会まで3か月あるということもありますんで、やはりコロナの関係で欠席を、議会としてそういう取り決めをしてやっているということで、出席扱いにしといていただければいいかなというふうに思うんですけども。

委員長　ただいま木澤委員から、このコロナに関しては、欠席されても出席扱いとするという特例というんですか、申し合わせをしたいということなんですけれども、それに関してはどうですか、よろしいですか。

(異議なし)

委員長　そしたらそういうふうなことを、全員協議会で申し述べまして、議員皆さんの了解を得たうえで、周知していただくという形にしたいと思いますが、それでよろしいですか。　伴委員。

伴委員　今、結局報酬とか、そういう手当に関して出席扱いと。普通の出席、また

議長が本日の出席議員は何名ですと、これに関しては欠席ということで、考えていいわけですよ、もう一度確認をお願いします。

委員長 ただいま伴委員から、コロナウイルスに関しての報酬等の規定に関しては出席扱いとするけれども、実際問題として会議に諮る場合には欠席とするということの確認をされましたが、それはそういうことでよろしいですね。

(異議なし)

委員長 そしたら、ただいま申しましたように取り扱うこととしてよろしいですね。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

次に、町長の提出議案説明朗読の一部省略について、ご意見があればお願いします。 木澤委員。

木澤委員 一部ということですけど、基本的にさっき局長言ってもらったみたいに、もう提案説明については省略するという、全部省略するというふうに理解していいんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 今回の木澤委員さんのご質問なんですけれども、まったく町長に提出議案説明をしていただかないと、今までの、議会の本会議の次第書が繋がりませんので、今回につきまして、まず町長に提出議案説明を議長が求めていただきまして、町長が登壇、一旦していただきまして、本定例議会に付議いたしました議案につきましては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本日朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても原案どおりご議決お願いいたします」ということで降壇いただき、そのあと、

議長から、「ここでお諮りいたします、本日提出されております議案について」ということで、会議規則により、提出説明を省略することにご異議ございませんか、という流れにもっていきたいと考えておりますので、登壇はいったんしていただきまして、本文の内容を省略されるという形にしてはどうかということで、議長と相談しているところでございます、以上です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 省略についてはそれでいいと思うんですけど、ちょっと確認させてほしいんですけど、会議規則に基づいてっていうふうに、局長言うてくれはったんですけど、ちょっと私、今日持ってきてないんですけど、ちょっとその会議規則読み上げていただけませんか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時19分 休憩)

(午前9時20分 再開)

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 今、休憩中に議会事務局長に会議規則について確認させていただきまして、そういう形で会議規則に則って省略していただければ結構だと思います。

委員長 ただいま、木澤委員の方からそのように取り扱うことについて了承することなんですけれども、これはあくまでも6月議会に関してだけのことで、それも含めて皆さんご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 木澤議員。

木澤委員 6月議会だけというふうにせんと、コロナの感染が縮小されるまでということなんで。

(「またそこで考えたらええんちゃいますか。」との声あり)

木澤委員 9月も対応が必要だったらそういうふうにしたらいいと思いますんで、だから、コロナ感染拡大防止対策としてっていう形でまとめていただいとけばいいかなと思うんですけど。

委員長 それは6月ということに限らず。 木澤委員。

木澤委員 9月にもひょっとしたらそういう対応せなあかんかもしれませんので、コロナ感染拡大防止対策として、議会として当面6月についてはそういう対応をするという形が望ましいかなと思うんですけど。

委員長 ほかの委員さん、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、ただ今、木澤委員がおっしゃったように、コロナの感染対策として、当分の間、町長の提案説明ですね、を省略するという形をとらせていただきたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

次に、一般質問に関する配慮について、議長から説明があるとのことですので、お願いいたします。 坂口議長。

議 長

このことにつきましては、皆さんいろいろご意見もあろうかと思えますけれども、議員皆さんのこの質問というのは、すべて重要なものであるというふうには認識しておりますが、令和2年の6月議会については、その時点でコロナウィルス感染症の拡大状況にもよりますが、その時点におきまして、一般質問についてです、特に必要な質問というふうなことに絞っていただいております。また、いろいろ意見あるとは思いますが、時間を短縮するとか、先ほど局長の説明にもありましたように、一般質問を中止をした議会もあるということも聞いております。そういった、さまざまなあれがあるとは思いますが、皆さんのご意見を聞いて、相談していただければというふうに思っております。一般質問、結構、職員にも相当、いま感染対策のことでご苦労いただいております。そのことにも結構、時間取られておりますので、一般質問の方も極力少なくなるような方向で、ということでは思っておりますので、その辺ご協議いただければというふうに思っております。

委員長

それでは、委員皆さんのご意見をお聞きします。 木澤委員。

木澤委員

議長からそういう要請をされるということで、判断については各議員がされることではいいかなというふうには思います。あとまあ、そういう運営をするにあたって、傍聴者の方に向けてですね、いつも今、ホームページで通告については出していただいておりますけれども、その段階で、今回コロナ対策でなるべく一般質問については職員の負担軽減等の観点、また感染防止の観点から厳選してさせていただいておりますという表示をしていただくのと、また、一般質問当日も議長から最初にそういう挨拶をしていただいて、一般質問を受けていくという形で周知をしていただければ、あとはそれぞれ各議員がどういう形であるのかは、各議員の判断でいいかなというふうに思います。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

各自の判断といたしてもね、判断の幅が大きくなりますので、例えば、質問時間が1時間となっているのを30分に短縮するとか、質問を1問にす

るとか、具体的になんか基準を決めてやったほうがいいのではないかなというふうに思います。

委員長 ほかの委員さんはどうですか。 伴委員。

伴委員 私は質問内容によりますが、委員会等で、所属してる委員会がそれに入ればそういうようなところで発言をし、できるだけ一般質問は中止するぐらいの感じでいければというふうに私は思います。

委員長 どうですか。一般質問は議員の権利でもありますんでね、それを縛るという形での方法というのはいかがなものかなとは思いますが、先ほどからありますように、コロナの感染拡大という観点からですね、ある程度絞り込むのも仕方がないのではないかなとは思っております。ただいま時間の短縮、また所管外のことについてというふうなことでご意見承りましたけども、ほか、委員さんどうですやろかね。 奥村委員。

奥村委員 私も一般質問というのは、議員としてさせていただければありがたいなと思うんです。だけど先ほどから言われてるように、時間を今まで1時間いただいていますけども、30分なり、20分、また1問とか、そういうふうに時間の短縮したりして、できる限り職員さんとの事前の接触というか、そういうことも避けていけるように、書面でやりとりするか、そういうようなことができないのかなというふうに思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時28分 休憩)

(午前9時47分 再開)

委員長 再開いたします。休憩中いろいろご意見賜りましたけれども、一般質問を中止にしてはどうかと、今回に限り、またいろんな状況踏まえたうえで各議員にお任せやというご意見も出まして、結論といたしましては、当委員会で

は結論が出なかったと。そのことを全員協議会で申し上げまして、全員協議会で皆さんのまたご意見をお聞きされるとは思いますが、当委員会としてはこの問題に関しては、結論が出なかったという結論に至りました。

それでよろしいですね。

(異議なし)

委員長 それでは、次に、閉会中の委員会の開催検討について、質疑・ご意見あればお伺いします。これに関しましては、閉会中の委員会についてはもう基本的に各委員会の委員長、副委員長にお任せすると、判断にお任せするというふうになっておりましたけれども、いま一度皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 どういう案件があるのかもわからない段階なので、そこは委員長・副委員長にお任せするという事でいいと思います。

委員長 どうですか。閉会中はほとんど報告案件なんです。報告案件だけやからということで、閉会中の委員会をなしにすると、今度、定例会中の委員会でその部分が延びてくるということも考えられますんでね、それは委員長、副委員長にお任せすると、また理事者側との話し合いにお任せするというにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長におかれましては、よろしく願いいたします。 坂口議長。

議長 ただいま、ご協議いただきまして、ありがとうございました。
議員の会議への出席の取り扱いにつきましては、議員あてに通知文をすみやかに発出いたします。

また、町長の提出議案説明の朗読の一部省略の取り扱いについては、議会

運営委員会でのご意見を私より町長に伝えることとさせていただきます。

また、一般質問につきましては、ただ今ご協議いただきましたように、全員協議会でまた改めてということで。それと、閉会中の委員会の開催検討については、ただいまご協議いただいた内容で、各委員長・副委員長、また各議員においてご配慮いただきますようお願いいたします。

委員長 (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる議員の会議への出席等についてを終わります。

次に、2. その他についてを議題といたします。委員皆さんの方から何かございますでしょうか。 伴副委員長。

伴副委員長 手短かに質問させていただきます。議員懇談会、いつも開催していただけてますけど、この件について開会するのか、それとも今回は中止し、資料だけ配布というような形にするのか、そのあたりもちよっと協議しときたいなと思います。それと、傍聴に来られる方の扱いとといいますか、席を空けてというような、そういうのを事務局でしていただくというような形はしていかなあかんの違うかなと思っております。そのあたり、よろしくをお願いします。

委員長 ただいま伴副委員長から、議員懇談会の取り扱いについて、それと傍聴者のですね、取り扱いについてご意見がありました。このことについて委員みなさんのご意見をお聞きします。 木澤委員。

木澤委員 こんな状況ですんで、懇談会についてはもう中止でいいかなというふうに思います。傍聴につきましても傍聴したいとおっしゃる方いらっしゃるかもしれないので、だから、例えば議場内に入っていただくにしても、今、30何席あると思いますけど、それを数をかなり絞った形で間隔開けて、入っていただくにしても人数を制限するという形で、お受けできる分はお受けしたら、いけたらいいなというふうに思いますけど。

委員長 ただいま、木澤委員から、懇談会は中止してはどうかと。傍聴者については、これ39席あるとは思いますが、いつもそんなに来られてないよう

には思うんです。そやから、事務局で間隔をあけてやっていただくというふうな取り扱いでどうかというご意見賜りましたけれども、皆さんどうですやろか。 奥村委員。

奥村委員 議員懇談会についてはもう構わないと思うんですけども、傍聴については中までいらっしゃったりなんかしたら、よく振り向いたら一緒に隣り合わせてお座りになっているというのもよくお見掛けするんですけども、席を指定、間隔をあけて座ってくださいと言えばいいのかもわからないですけど、こういう緊急事態宣言が出ている時でもあるので、できたら今回はご遠慮いただきたいみたいな、そういう表現でホームページに載せていただくとか、そういうのはどうなのかなと思うんですけど。

委員長 ただいま奥村委員から、傍聴者に対しての取り扱いですね、今回はご遠慮していただいたらどうかというふうなことなんですけれども、ほかの委員の皆さん。 齋藤委員。

齋藤委員 やはり傍聴はしてもらうべきだと思いますんでね。自粛というか、制限するというのは、私はまずいんじゃないかなという気がしますんで、先ほど話がありましたように、例えば席を1個空けるとか2個空けるとかしながら、入ってもらうというような形のほうがいいんじゃないかなと私は思います。

委員長 ほか、どうですか。 溝部議員。

溝部議員 私も同意見で、インターネット中継とかがあれば、もう自粛してもらったらいいかなどは思うんですけど、そういうのがないので、広報とかにできるだけ自粛してくださいねということは載せてもらいながら、来られたら間隔をあけてもらってという方向でいいのかなというふうに思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 もし、来ていただくとしたら、マスクをしておられなかったらマスクの配

布というのはできますか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 ただいま、議会事務局で、いくつかマスクの備蓄ございますので、傍聴者、いつもの人数の範囲であれば、配布できるかと思えます。先ほど副議長から言っていたんですけれども、椅子をですね、よくお店に行ったら、バツテンしてはって座れないようにしてはるような形で1個おきにさせていたいただいたらいいかなという気もしています。ただ、どうしても間隔が狭いので、奥から詰めて座っていただければいいんですけど、手前に座ってしまわはるので、手前に座られると、そこをごめんなさいと言ってこういうふうに着した形で通り抜けられるので、今回については、一方通行として奥から詰めて座ってくださいと、出るときは記者席のほうから出てくださいというような形も、ちょっとご案内させていただければなというふうには考えております。なお、インターネットの情報ではありますけれども、奈良県議会は、やはりインターネット中継等ございますので、今回については傍聴はお断りされているということでお聞きしております。以上でございます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時56分 休憩)

(午前9時59分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま休憩中にいろいろ議論させていただきましたけれども、懇談会に関しましては今回中止するということですね、そして傍聴者に対しましては、傍聴席を十分に空けて各自1人1人座っていただく、また一方通行にするということを事務局が考えておられますので、そのようにしていただく、またマスク等についても事務局でいろいろ考えていただくということよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。
ほかに何かございませんか。 小城委員。

小城委員 議場の席なんですけど、どうかわからないんですけど、僕ら議員が座っている席って、これ間隔取ることとかがってできないですかね。席広くするとか、衝立立てるとか。ほかの議会とかってやっていると思うんですけど。ちょっと皆さんにお伺いしたいんですけど。

委員長 ただいま、席数はなんぼあんな。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 20です。

委員長 20で13人ですか。

議会事務局長 議長、いらっしゃらないので12人。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時01分 再開)

委員長 再開いたします。
ただいま、事務局でいろいろ考えると、考えたうえで、また次回の議運で提案させていただくと答弁いただきました。それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようにしたいと思います。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 総務部長から何か報告等しておくことはございますか。

(な し)

委員長 事務局から何かございませんか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 事務局より、閉会中の委員会の理事者出席について、2点、ご相談させていただきます。1点目は、例年、年度最初の常任委員会では、係長以上の職員と新規採用職員を含む職員紹介がありますが、今年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、紹介は新規採用職員のみとし、その待機場所についても過密とならないよう配慮させていただきたいと考えております。

2点目は、3月5日の議会運営委員会で、過密となるおそれのある委員会では、理事者数を委員長、副委員長の判断により調整するということを決定いただいております。この取り扱いについて、令和2年度についても当面の間、継続するのかどうかを確認いただきたいと考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま事務局長から報告がありましたが、過密にならないように、理事者と話しするというのは、これは次の委員会、改選された委員会の委員長、副委員長が選ばれて、理事者側と話されるということによろしいですか。

(異議なし)

委員長 それだけやったかな。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長 新人だけの紹介のことです。

委員長 それはもう、その通りやっていただいたら。 木澤委員。

木澤委員 新人の職員さんの紹介、もう今回は省略していただいてもいいと思うんですけど。

委員長 そういう話も出ましてんけど、新人職員さん、委員会はどんなものやと、どんなものかと、こういうふうな形態ですね、それを見ていただくのも1つの方法であろうかということで、短時間ですんでね、審議には参加されないということなんで、それには新人職員さんは一応入ってもらおうということにしましたんで。廊下で待機していただいて、入っていただいて紹介して、すぐに出ていただくと。委員会というのはこんなものやというのを確認していただくという。もう決めましたんで。そういう意見もあってんけども。それでご了承いただきたい。 奥村委員。

奥村委員 間隔も密にしないで。

委員長 そういう細かいことやなしに、入っていただいて紹介して出ていただくだけのことなんで、ということです。

それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前10時 9分 閉会)